マグカル劇場(マグカルフライデー･マグカルシアター)実施要領

(趣旨)

１　マグカルフェスティバル実行委員会が、神奈川県立青少年センター（以下、「青少年センター」という。）で開催するマグカル劇場のうち、マグカルフライデーとマグカルシアターの実施にあたり、必要な事項を定める。

(目的)

２　マグカルフライデーは、若者が、演劇、ダンス、音楽、演芸、人形劇、朗読劇、ファッションショー、映画上映、マジックショー等舞台芸術に関することを自由に発表し、発信できるように、また、マグカルシアターは、演劇部や演劇サークル、アマチュア演劇団体など、若者が広く演劇公演を広く実施できるように、場所を提供し、有能な人材の発掘を目指すものである。

(出演資格)

３　次に掲げる条件を満たす個人･団体とする。

1. マグカルフライデー

３９歳程度までの個人およびその年代を主な構成員とする団体。または、年齢に関わらず、児童、青少年を対象として活動する個人･団体。

　(２)マグカルシアター

演劇部、演劇サークル、アマチュア演劇団体などで、原則として、３９歳程度までの構成員がいる団体。または、年齢に関わらず、児童、青少年を対象としている団体。

 (利用時間等)

４　会場の利用可能時間は次のとおりとする。

（１）マグカルフライデーは、原則、毎週金曜日（マグカルフライデーを実施する日は、出演者募集要項で提示する。）、青少年センターの多目的プラザを会場として実施するものとし、利用時間等については次のとおりとする。

1. 多目的プラザの利用可能時間は、午前９時から午後１０時までの間とする。
2. ステージ等の準備、設営、公演の実施・運営、片付け等は、出演者・団体(以下、｢出演者等｣という。）がすべて責任を持って行うもの(照明、音響等については外部委託も可とする。)とし、出演者等は、午後１０時には、使用した場所をすべて源状復旧したうえで、完全に青少年センターから退館しなければならない。
3. 高校生以下が出演する場合は、退館時間を午後９時とするが、保護者同伴の場合はこの限りでない。
4. 本番前日等のリハーサルは、他の貸館利用者等がいない場合、無料で1日に限り使用できる。この場合、利用の可否については利用日の１ヶ月前に通知する。
5. 原則として、前日の仕込みはできない。また、翌日の片付けは貸館としての利用(有料)とする。

（２）マグカルシアターは、原則、月１回、連続する1週間（マグカルシアターを実施する日程は、出演団体募集要項で提示する。）、青少年センターの多目的プラザを会場として実施するものとし、利用時間等については次のとおりとする。

1. 多目的プラザの利用可能時間は、午前９時から午後１０時までの間とする。
2. ステージ等の準備、設営、公演の実施・運営、片付け等は、出演者・団体(以下、｢出演者等｣という。）がすべて責任を持って行うもの(照明、音響等については外部委託も可とする。)とし、出演者等は、午後１０時には、使用した場所をすべて原状復旧したうえで、完全に青少年センターから退館しなければならない。
3. 高校生以下が出演する場合は、原則、退館時間を午後９時とするが、保護者同伴の場合はこの限りでない。

（３）マグカルフライデー及びマグカルシアターの公演にあたっては、高校生以下の料金を無料もしくは低廉なものとすること。

(使用できる設備等)

５　舞台･客席等の設営にあたっては、多目的プラザに備え付けの設備･備品が使用できる。

 (出演者等の選定)

６　マグカルフライデー及びマグカルシアターの出演者･団体は、マグカルフェスティバル実行委員会劇場部会(以下、｢マグカル劇場部会｣)という。)が一般から募集するほか、実行委員等の推薦によるものの中からマグカル劇場部会で選定する。なお、募集にかかる要項は別途定める。

（ポータルサイト等による情報発信）

７　マグカルフライデー、マグカルシアターで公演、発表する公演情報や公演結果などは、バーチャルマグカル運営委員会で運営するポータルサイトやフェイスブックで情報発信できるものとする。

(出演者等の義務)

８　出演を申し込むにあたっては次のことを留意するものとする。

1. 出演を希望する者･団体は、募集要項における各条件等を理解したうえで応募するものとし、出演決定後もその条件を遵守しなければならない。
2. マグカル劇場のスタッフ等との事務打合せや技術打合せには必ず出席しなければならない。
3. 公演終了後、速やかに入場者数等の実績をマグカルフェスティバル実行委員会に報告すること。

(出演決定の取り消し等)

９　出演者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、マグカル劇場部会は、出演決定の取り消し、または公演の中止を命令することができる。この場合、取り消しや公演中止に伴う出演者等の損失補償及び損害賠償について、マグカル劇場部会及び会場の青少年センターはいかなる責任も負わないものとする。

1. 募集要項等の条件に違反したとき
2. 事業の目的を逸脱する行為又は事業内容に虚偽の申請があったとき
3. 観客に著しく迷惑を及ぼすことが明らかになったとき
4. マグカル劇場スタッフおよび青少年センター職員の指導、指示に従わないとき。

 (災害時・非常時の取り扱い)

10　災害や非常事態の発生により、公演の開催や観客等の安全(帰路も含む。)に影響が及ぶことが想定される場合、マグカル劇場部会は、青少年センター及び出演者(団体)と協議し、公演の中止を含めた対応を決めるものとする。この場合、観客等の安全確保を最優先とする。

(庶務)

11　マグカルフライデーおよびマグカルシアターに関する庶務は、青少年センター舞台芸術課が処理する。

(雑則)

12　この要領に定めるもののほか、マグカルフライデー、マグカルシアターの運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則　この要領は、平成25年7月5日から施行する。

経過措置　平成25年度のマグカルシアターについては、神奈川県演劇連盟の主要事業である演劇フェスティバル、演劇博覧会等と連携しての取り組みとなるため、一般公募は行わず、神奈川県演劇連盟を通じた募集とする。

附則　この要領は、平成26年4月1日から施行する。